

令和 7 年度第 1 回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和 7 年 5 月 1 9 日（月）午前 1 0 時から

会場：文京シビックセンター16階 庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委 員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 水落圭吾 堀正孝 関根章司

（事務局）総務部長 竹田弘一

総務部総務課長 畑中貴史

総務部総務課情報公開・法務担当主査 亀井大

総務部総務課情報公開・法務担当係員 臼井彦喜

総務部総務課情報公開・法務担当係員 大滝朋子

欠席者：（委 員）白石英行 藤懸慎一

1 開会

○総務課長 おはようございます。皆様おそろいですので始めさせていただきたいと思います。

令和7年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。

前回に引き続きまして、対面での審議会の開催となります。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

2 定足数の確認、事務局の紹介等

○総務課長 本日は、白石委員、藤懸委員が欠席でございます。

また、島川委員の退任によりまして、現在、本審議会の委員は8名となりますが、本日は審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たし、有効に成立しておりますことを併せてご報告いたします。

本日は、令和6年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてご報告いたします。また、前回の審議会におきまして、審議会の運営に関し、関根委員からご提案がありました件についても、事務局よりご報告をさせていただきます。

次に、事務局でございますが、人事異動により一部変更がございましたので、ご報告をいたします。

総務課長の武藤、それから担当の木名瀬、松原が転出となりまして、私、総務課長の畑中と、担当の臼井が着任しております。

主査の亀井、担当の大滝、春日井につきましては、変更ございません。引き続きよろしくお

願います。

次に、当審議会の会議の公開等について、確認をさせていただきたいと思います。

まず、当審議会の会議ですが、従来から公開されており、傍聴を認めておりますが、本日は傍聴ご希望の方はいらっしゃらない状況でございます。

また、会議録につきましては、話し言葉等を若干整理した上で、発言内容をほぼそのままの形で、ホームページ上で公開しております。

手順といたしましては、各運営審議会の終了後に会議録（案）ができ次第、郵送で皆様にご確認いただいた後、公開させていただきたいと存じます。

それでは、本日の議事に入ります前に、お手元の資料をご確認いただければと思います。

資料第1号につきまして、あらかじめ郵送させていただいておりますが、資料がお手元にならない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければと思いますがよろしいでしょうか。

それから、本日資料の説明等につきましては、お手元の資料の下の隅にございます通し番号を振ってございますので、こちらの番号で進めさせていただきたいと思います。

それでは、これからの進行を内山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議事（報告第1号）

○内山会長 はい。それでは早速、議事に入らせていただきます。

本日は、先ほどご案内いただきましたように、報告事項1件について報告を受けた後に、ご質問やご意見があれば伺いたいということで、進めさせていただきたいと存じます。

まずは、事務局からこのことについてのご説明をいただきます。

○総務課長 はい。それでは資料第1号の報告をさせていただきます。着座にて失礼させていただきます。報告第1号といたしまして、令和6年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてのご報告になります。

まず、1ページをご覧ください。資料第1－1号につきましては、実施機関ごとの行政情報公開請求の件数を取りまとめたものでございます。1枚おめくりいただきまして、3ページ以降の資料第1－2号につきましては、個々の請求内容でございます。

令和6年度は、総件数で884件の公開請求がございました。

令和4年度は627件、令和5年度は797件でございましたので、前年度の約1.1倍と

なっております。

また、平成30年度までは、約400件ほどであったことと比べますと、請求件数が多い状況が続いております。

主な請求内容といたしましては、食品衛生及び環境衛生関係の公開請求、指定管理者に関する内容の公開請求、区が実施する工事に関する公開請求、区立小学校の改築等に関する公開請求となっております。

続きまして、資料第1－3号、193ページをご覧ください。こちらは、実施機関ごとの保有個人情報開示等請求等の件数を取りまとめたものです。1枚おめくりいただきまして、195ページ以降の資料第1－4号が、個々の請求内容でございます。

令和6年度は、総件数で104件の開示請求がございました。

令和5年度及び旧制度における例年の自己情報開示請求等の件数は、おおむね100件前後でございますので、法改正後も例年に近い件数となっております。

主な請求内容としましては、ご自身の住民票や戸籍謄本等の証明書請求・交付に係る文書、ケース記録、相談記録の開示請求となっております。

なお、令和5年度より、個人情報保護法が適用されたことにより、旧制度下では原則として即日決定、延長して14日以内に決定することとされていた期限につきまして、30日以内に決定することと変更されました。

このことにつきまして、令和4年度に当審議会のご意見をお伺いし、決定の期限が延びることに伴い、施行条例第7条において、速やかに開示決定等を行うよう努めなければならないとの規定を設けております。

令和4年度、令和5年度、令和6年度における処理期間を集計いたしましたところ、令和4年度は即日決定が30件、14日以内に決定したものが80件、30日以内に決定したものが0件、60日以内に決定したものが1件、その他が1件、令和5年度は、即日決定が4件、14日以内に決定したものが55件、30日以内に決定したものが32件、60日以内に決定したものが0件、その他が2件、令和6年度は、即日決定が7件、14日以内に決定したものが61件、30日以内に決定したものが35件、60日以内に決定したものが1件でございました。

次に、205ページをご覧ください。資料第1－5号です。こちらは、情報公表施策及び情報提供施策の実施状況について、情報公開条例第22条及び第23条の規定により、令和6年度に行政情報センターにおいて公表した行政資料の一覧です。

情報公開条例第22条の規定により、公表が義務づけられている資料は、区の予算・決算、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録等、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報です。

情報公開条例第23条の規定により、情報提供が努力義務とされている資料は、統計資料や調査報告、事業概要などです。

次に、209ページをご覧ください。資料第1-6号です。こちらは、令和6年度末における個人情報を取り扱う事務の登録状況の一覧でございます。

令和5年度より、個人情報保護法が適用されたことにより、区における個人情報を取り扱う全ての事務について、令和5年4月1日付で登録を行っておりますが、令和5年度及び令和6年度の途中に新規で事務の登録を行ったものや、事務の廃止を行ったものもございます。

次に235ページをご覧ください。資料第1-7号は、令和6年度末における個人情報ファイル簿の一覧でございます。

こちらも法改正に伴い、令和5年4月1日付で新たに作成しているものでございます。

次に、241ページをご覧ください。資料第1-8号は、令和6年度に個人情報を取り扱う事務を委託した契約の一覧です。システムの運用・保守、データの処理、通知書等の作成から発送までの作業、各種検診の実施などの業務を委託した事例が多くございます。

次に、279ページをご覧ください。資料第1-9号は、令和6年度に個人情報を目的外利用した事務の一覧です。法第69条第1項及び第2項第2号に該当する場合において、事務の目的の範囲を超えて、区の機関の内部で個人情報を利用しているものでございます。

税務課の普通徴収業務及び特別徴収業務、生活福祉課の生活保護の認定・自立助長・適正実施業務並びに国保年金課及び介護保険課で保有している資格関係の情報を福祉関係の事務において利用している事例が多くございます。

次に、293ページをご覧ください。資料第1-10号は、令和6年度に個人情報を目的外提供した事務の一覧です。法第69条第1項並びに第2項第3号及び第4号に該当する場合において、事務の目的の範囲を超えて個人情報を区の機関以外のものに提供しているものでございます。

税務課の普通徴収事務及び特別徴収事務等、生活衛生課の食品営業施設の許可事務及び監視指導等及び介護保険課の保険給付関係業務で保有している個人情報を他の官公庁等に提供している事例が多くございます。

次に、305ページをご覧ください。資料第1-11号は、令和6年度の当審議会及び情報

公開及び個人情報保護審査会の開催状況です。

審議会については、2回開催し、区から報告を受けたほか、特定個人情報保護評価の第三者点検について、審議を行いました。

また、審査会については、6回開催し、計10件の諮問事件について審議を行いました。

各事案の概要と審査結果は、資料に記載のとおりでございます。

306ページ以降は、令和6年度末時点における審査請求及び審理手続の経過をまとめた一覧でございます。

次に、311ページをご覧ください。資料第1-12号は存否応答拒否処分の報告です。行政情報公開請求に係る存否応答拒否事例が戸籍住民課において1件ございました。事例の概要は、資料に記載のとおりでございます。

最後に、313ページをご覧ください。資料第1-13号は、特例延長事例の報告です。情報公開請求に対する公開決定期限の特例延長が、みどり公園課において2件ございました。事例の概要は資料に記載のとおりでございます。

報告第1号の説明は、以上でございます。

○内山会長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた事項につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら頂戴させていただきます。

○総務課長 会長、よろしいでしょうか。

○内山会長 はい。

○総務課長 関根委員から、事前にご質問を頂戴しております。支障がなければ、事前に皆様にお配りをさせていただいた上で、事務局よりご説明させていただければと存じますがいかがでしょうか。

○内山会長 分かりました。それでは、それを先にいたしましょう。

○関根委員 今、配布していただいているんですけども、その前に一つ、分からないことがあって教えていただきたいんですが、201ページなんですけど、これを昨日ペラペラと見ていたら、06-065、068で、何か子供のいじめに関して、総務課に対して、写しの交付という開示をお願いしたのが、065では1週間後に総務課のほうから不開示、情報が存在していませんでしたという回答があったのですが、068ってその三つ下なんですけれども、こちらでは、不開示という決定が行われた次の日に、再度、同じ文面だと思われそうですけれども、それでまた開示請求があったんですけど、今度は総務課のほうは部分開示ということで、第三者

に関する情報等として一部開示をしたよということが書いてあるんですけども、これはどういう理由でこういうふうになったのでしょうか。この期間の間に、不存在ではなくなったということでしょうか。

○総務課長 今、ご質問いただいた件ですけれども65、68のところでご質問いただいたのですけれども、その一つ前ですね、64、65と、あと67、68で、それぞれ教育指導課と総務課に同じ内容での請求が出ているという状況だったのですけれども、この最初の10月16日に請求された時点では、まだこの記録そのものが存在していなかったという状況でございましたので、教育指導課においても総務課においても不存在という形で決定をさせていただいたというところなのですけれども、この次、10月24日に改めて請求を受けたのですけれども、この段階で記録が整ったというところで、記録の中で開示できる部分について、部分開示という形で教育指導課、それから総務課についても決定をさせていただいたというところで、同じ請求内容ではあったのですけれども、当初の時点ではまだ記録そのものが存在していなかったというところで、このような対応になったというものでございます。

○関根委員 ということは、最初の請求で棄却された場合に、黙っていたならば開示はされなかったということですか。

○総務課長 2回目の請求があったと、おっしゃるとおりですね。この時点では、請求、不存在ということになっていますので。

○関根委員 ということは、区民としては、1回これは駄目だよと言われても、再度やる必要があるということなののでしょうか。なお請求しないと、主張を得られなかったということですよ。

○総務課長 様々なケースがあるかと思うのですけれども、この場合は、記録そのものがこの時点で存在していなかったということで、事後的には整ったということがございますので、今回のように改めて請求していただいて部分開示という決定になったのですけれども、その不存在の理由にもよってくるかと思うのですけれども、このケースであれば、2回目に請求いただいたときには開示ができたのですけれども、その不存在という状況が変わらないものであれば、改めて請求いただいたとしても、同じような不開示というような決定になるかと思えます。

○関根委員 ちょっと不親切だと思うのですが、開示できる情報が出てきたならば、実は、この間は不存在だったんだけど、存在があったんで開示できますよというようなお知らせを、その申請者に対して出してあげる必要があるのではないかかと思うのですけれども。

○総務課長 教育指導課、総務課から、当初の請求のときに不開示という決定をしたときに、

今の時点ではないというようなことは請求者の方にはお伝えをしてあるということでしたので、それを受けて請求者の方も改めて請求をされたという流れですね。

○関根委員 では、そこでのコミュニケーションが取れていたということですか。

○総務課長 そうですね、はい。

○関根委員 分かりました。はい、失礼しました。

じゃあ、お配りしたほうの紙でよろしゅうございますか。

○総務課長 こちらは事前にいただいております、皆様お手元に届いているかと思えますけれども、一度、事務局のほうでの回答をさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですね、大原則としてと書かれている部分です。個人情報が必要最低限にすること、特に、全区民が対象となる情報は、文京区のシビックセンターで入力処理させること。

銀行口座番号、クレジットカード番号は本当に必要か再検討が必要であることについてでございます。

個人情報を取り扱う業務を委託する場合におきましては、従前より、委託先において、適切に個人情報の取扱いが行われているかを確認するため、個人情報の取扱状況について、区に提出をすることとしております。さらに今年度からは、区と同程度の安全管理措置を委託先において施すことが可能であるかということを契約前に確認するため、委託予定先に対して、個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し、認識すべき主なポイントを提示し、当該内容を委託先において遵守することを事前に確認することといたしました。個人情報を取り扱う業務を委託する場合につきましては、ただいま申し上げましたとおり、個人情報の取扱いについて、委託先において、適切に取り扱うことができるかを区として確認をしているところでございますが、この取り扱う個人情報の総量については、区では特段の制限は設けていないところでございます。

また、全区民が対象となる情報につきましては、文京区のシビックセンター内での入力処理を行わせるという制限も、現状は設けていないところでありますが、住民記録業務等一部の業務については、区役所内で入力作業を行っているという実態がございます。

なお、個人情報を取り扱う委託におきまして、取り扱う個人情報を最小限とすべきであるというところはお意見のとおりと私どもも考えております。その上で、銀行口座番号、クレジットカード番号等の取扱いが必要な委託につきましては、委託先において適切に取り扱われることを確認の上、委託するケースもあろうかというふうに考えているところでございます。

次に、委託の一覧表に記載の各事業に関するご質問について、順にお答えをさせていただきます。

ます。

まず、2 番目です。

区報ぶんきょう及び区議会だよりの印刷につきまして、電話番号は詐欺にかかる危険性があるので、緊急性がないのであれば、メールアドレスにしたほうが安全であるという点についてですけれども、こちら所管課のほうに事業内容を確認いたしましたところ、区報ぶんきょうにつきましては、発行日の2 日前に、町会等の配布担当者の方、3 2 0 か所になりますけれども、こちらに午後2 時までに納入するというので、その他速やかな配送を行う必要があるというところで、委託事業者からも、直接この配布担当者へ連絡するというケースも多々あるというところで、緊急性があるということです。こういった場合にはメールアドレスではなく、電話番号の取扱いが必要となっているというような状況でございます。

次に、5 6 番、こちらは地域活動センター会議室貸出業務委託についてですけれども、使用料収納管理では、都の口座からでも利用者の名称変更が可能であり、個人の口座番号は不要というご質問ですけれども、こちら所管課に確認をいたしましたところ、委託内容における窓口業務におきまして、区民の施設利用登録時に支払方法を口座引き落としで申請される場合があり、その際にご提出していただく口座振替依頼書の受け取りのみで銀行口座番号を取り扱っており、その他別の趣旨での取扱いはないということでした。

次に、7 4 から8 0 につきまして……。

今申し上げている番号なんですけれども、個人情報の委託業務に関するもので、1－8 の資料になります。1－8 の資料、2 4 1 ページからのものなんですけれども、こちらの番号になります。

先ほど申し上げた2 番というのが区報ぶんきょうのものです。それから5 6 番というのが、2 4 4 ページになりますけれども、こちら区民課の地域活動センター会議室に関するものです。

それから、これからご説明するものが2 4 5 ページの一番下、7 4 番から、次のページにかけて8 0 番までのものになります。7 4 から8 0 につきまして、業務委託作業は文京区のシビックセンターで実施されているか、住民情報入力作業は、派遣作業員でなく退職者等で対応できないか、入力完了後の紙はどのように枚数確認等を行い、誰が破棄しているかのご質問でございます。

まず、作業については文京区役所内で実施をしております。区の業務につきまして、直営により実施するか、また委託により実施するかにつきましては、業務の内容、時期、期間等、様々な観点から各所管課のほうで判断をしているところでございますけれども、いただいたご

意見については所管の方にもお伝えをさせていただきたいと考えております。それから、枚数確認及び破棄の確認につきましては、職員が書類の枚数及び入力内容を確認した上で、保存または破棄を行っているということでございました。

次に、ページが飛びますけれども、ページで273ページになります。273ページの311番です。

みどり公園課の案件になります。施設利用料のクレジットカード決済収納事務委託についてです。クレジットカード番号、セキュリティコードは、不正利用の可能性があるので、代替案の検討が必要ということでございますが、クレジットカード及びセキュリティコードについて、委託により取り扱う個人情報上、制限は設けておりませんが、利用者の利便性等を踏まえながら、その必要性については判断していくものと考えております。

今回、このようなご意見があったということにつきましては、所管課のほうにお伝えをさせていただきます。

次に、入力代行作業についてのご質問になります。

情報政策課のマシン室、機械室内での作業に当たっては、私物や携帯電話等はロッカーに格納しておりまして、その確認は、情報政策課の担当者によって行っております。

また、機械室内での作業における委託先に対する監査、確認は、適宜、情報政策課の担当者によって行っております。

なお、区で実施する入力代行作業につきまして、全ての委託契約において、情報政策課におけるマシン室、機械室への入室と同様の措置を行っているものではございませんが、入力作業に当たり必要な措置を個別の契約において委託先と締結しているものと考えております。

最後に、一番下のところ、利用代行作業と書かれてるところですけれども、文京区のシビックセンター以外での作業において、個人情報紙で渡すか、電子データで渡すか、電子データで渡す場合には、パスワード付きのメール添付かCD-Rで渡すかといったご質問でございます。委託内容ごとに媒体は様々でございまして、特に統一的な制限等は設けてはおりません。ただし、個人情報を含む内容のメールの送信ということにつきましては、区の情報セキュリティ規則にのっとりまして、送信の可否というものは各所管課で判断をしているところでございます。機密性の高いものはメールでの送信は行わないといったところのセキュリティ規則にのっとり運用しているという状況でございます。

事前にいただきましたご質問についてのご回答は、以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。ちょっと整理させていただきたいのですけれども、このお

手元に配られた事前質問事項というのですが、これはどなたが事前質問をされたのか、それについての答えなのか、それとこの数字が1だとか2だとか56、78とか、これはどういう意味なのか、1番は第1項ということで分かるんですけども、その後の2とか56とか、これは何の数字なのか、ご説明をいただいた上でないと理解ができませんでしたので。

○総務課長 はい、失礼いたしました。

このご質問は、関根委員から事前にいただいたものでございます。

それから、この今回の質問の内容といいますのが、241ページから始まります、この資料第1－8号に係るものでございます。1番として書かれているものは、個別のものではなくて全体に係るご質問ということなのですけれども、2番以降につきましては、その資料第1－8号に書かれているこの資料の番号ですね。例えば、2番については、241ページの2番目の広報課の区報ぶんきょう及び区議会だよりの印刷に関するご質問ということになります。以下ですね、56、74、80と書かれておりますのは、この1－8号の表の番号になります。

○内山会長 はい、分かりました。

それでは、要するに、ただいま最初にご説明いただきました報告第1号についてのご説明について、事前質問があったことについてご回答をいただいたということですが、そのほか、この報告第1号について、各委員からご質問、ご意見等があれば、頂戴をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○関根委員 よろしいですか。

○内山会長 はい、どうぞ。

○関根委員 関根ですけれども、今、回答いただきましてありがとうございます。

ただ、全般的に性善説、きっと契約しているから守ってくれるだろうというようなことで書いてありますが、ことセキュリティに関しては性悪説、でも悪い者がいるんだ、必ずいるんだと、だから、もっと悪い者がいたときに、どうそれに対するそのリスクに対して対応していくのかということを考えないと、情報の漏えいというのは必ず起きると私は思っています。最近でも、警察の警部という方が、中間管理職だと思いますけれども、火事場泥棒をしたとか、あと、ある銀行の課長さんクラスが他人の金庫から盗んでしまったと、それは絶対あってはならないと思っているけれども、それが行われるということは、ここに書いてあるルールだとかしつけだとかだけでは、必ずそれを破る者が、悪い者が出てくる可能性が高いということなので、すね。だから、そこをもっと注意して、性善説で、契約をしているから大丈夫ですよとか、そういうことではなく、本当に必要最小限の情報だけを提供するような、あるいはそれを扱わせ

るような対応をしていただかないと、きっといつか問題が起こるだろうというふうに私は思っています。

特にそういうことでは、一番心配なのは、電話番号って非常に便利なんですね。電話をかければすぐつながるわけです。オレオレ詐欺みたいなものというのは、必ず電話を通してやるんですよ。メールでやる詐欺というのは、ほとんどないです。ということは何かというと、電話で威圧的なことを言ったりすると、やっぱりどぎまぎしてしまって、それに対して乗せられてしまう可能性がありますね。

だから、ここでも2番、全然、これは大したことはないかもしれませんが、そういったささいなことから、文京区の者なんですけれども、この件で電話をしました。ちょっと必要なので、銀行口座を教えてください。あるいはクレジットカード番号を教えてくださいと言うと、分かりましたと言ってしまう可能性もあるわけですね。だから、本当に単なる配布のための電話番号というのも、それは電話番号だからいいじゃないかではなくて、そういったところまで考えないと、非常に危険性が高まるよということを私はちょっとここで警告したということになります。

それからもう一つ、一番大きい問題は、クレジットカード番号、セキュリティ番号、それから番号で言うと、110番から123番という、ページ数で言うと、249ページですか。116からかな。いろいろ高齢福祉課に関して情報提供させていただくのが、かなりの情報があって、中でも収入、資産、税額、こういった項目があるんですね。何でその高齢福祉課で資産まで必要なのか、収入と税金さえあれば、それはその方の生活レベルというのが分かるだろう。資産まで分かってしまうと、これは、もし悪用しようとする、お宅の資産が危ないかもしれないから、それに関して教えてくださいみたいなことで、またそれも情報漏えいのリスクが非常に高まると思うので、この資産というもの、それからあとはクレジットカード番号、セキュリティコード、この辺は非常に危険性が高いので、ぜひ、これは廃止していただきたいということをお願いします。

それともう一つ、今度、それまでで私の質問に対しては分かりましたということなのですが、入力代行に関して、入室するときには毎回一緒に区の方が入っていくよということなのですが、キーパンチをされる方というのは、お化粧直しだとかトイレに行きたいだとか、そういったトイレ休憩というものは必ずあるだろうと思います。それから、昼食を挟んでいると、昼食後にまた入ってくるであろうと。そのときに、全てその職員の方が同行されて、ちゃんと確認をしているかということなんですね。これも、一旦、あ、平気、トイレから行ったらちょ

っと携帯見て、そのまま持ってきてしまった。そういうことが許されると、あ、二度目も平気なんだわ。じゃあ、ずっとやっちゃいましょうかということで、一度そういったチェックが甘くなると、だんだん人間甘えが出てきてしまって、ルールというものを無視する可能性が高いということなんですね。ですから、これに関しても毎回チェックしていますよということですけども、必ずそれはトイレに行くのであれば、トイレに行った後も同じように職員の方がチェックをしないとイケない、あるいはトイレもその部屋の中に作って、そちらでもって用を済ましていただくような、何かそういったような、それはお金がかかるかもしれませんが、ことが必要になります。ということも、ぜひ、それは申し伝えたいと思います。

それから、そのぐらいかな。以上でございます。

○総務課長 ご質問ありがとうございます。性悪説に立つて行うべきということも、こういった個人情報の取扱いにつきましてはおっしゃるとおりなのかというふうに考えるところです。個人情報の取扱いについては、冒頭もご説明させていただきましたとおり、契約に当たっては、個人情報の取扱いということで、今は契約後、事後的に確認ということでやっておったのですけれども、今年、本年度からにつきましては、契約前に、しっかり事業者のほうにも、個人情報の取扱いについては自覚を持たせるということで、事前の確認ということを行うということで、もちろんこれで100%なくなるというものじゃないかもしれませんが、区としてはさらにセキュリティに対する意識は一段高くしたというような認識でございます。

それから、取り扱う個人情報の項目につきまして、具体的に収入、資産、税額というようなお話もございましたけども、取り扱う内容につきましては、実施する事業の内容から考えた必要性というところで、事業を進めるに当たっての必要性と、あと区民の方の利便性等々、様々、比較、考慮すべきものがあるところかと思いますけれども、不必要なものについては収集しないということは大原則というのは委員のおっしゃるとおりでございますので、その部分につきましても、今、既にやっているものについても、改めてその必要性については精査するようということとは、各所管課には私どもからお伝えをさせていただきたいと思っております。

それから入力代行業者につきまして、部屋から出入りするときには必ず私物等はロッカーに格納するということで、その確認というのは情報政策課の職員で行っているところでございますけども、委員がおっしゃるとおり、もうずっとその方に一日中ついてということは物理的に難しい部分もございますので、必ず部屋から出入りするときには、そういった持ち出しがないかどうかということについて、確認というのは改めて、このことにつきましても、行政施策をはじめ、所管課のほうには改めて周知をしたいと思っているところでございます。

ありがとうございます。

○**関根委員** 今、契約が新たになったということをお伺いしたのですけれども、私がお勧めするのは、契約時に、もし違反が見つかった場合には、その個人並びにあなたの会社にはそれなりに対応していただく、つまり、もう出入り禁止ですよというようなことを一項入れていただいてもいいんじゃないかと、それぐらい強く言わないと、その会社のほうとして社員の方に徹底することがなかなか難しいんじゃないかと思うので、ぜひその契約に、違反した、違反が発見された場合には、個人並びに御社は出入り禁止とさせていただきますという項も入れていただきたい。それで嫌だという会社は多分ないと思いますので、ぜひそれも契約に入れていただきたいと思います。

○**総務課長** そうですね。万が一そのような事項が発生したような場合については、その以降の契約ということについては、区としても厳正に対応してまいりたいと考えております。

○**関根委員** よろしく願います。ありがとうございました。

○**内山会長** はい。それでは、ほかの方の委員の方のご質問とご意見を伺いたいと思います。
どうぞ、後藤委員。

○**後藤委員** 先ほどの関根委員のご指摘に、資産という項目があって、なぜこれが必要なのかという、ご指摘もございました。この当該116番の高齢福祉課の業務の内容から考えますと、恐らくそれは、住んでいらっしゃる住宅が持家なのか賃貸なのかというようなことの状況の確認記録だろうと思います。この説明をほかの事業では、例えば住宅、住居の状況というような言葉で表現をしているところもあって、記録内容の項目名を区役所全体できちっとそろえるというのはなかなか難しいところはあるとは思いますが、必要のないものまでも記録をしているのではないかという疑念を持たれないような項目の説明も場合によっては必要かと思います。この辺りは、ぜひ、それぞれの業務担当課から出てくる資料ですので、庁内でも相互で確認をしていただけたらというふうに思いました。
別のところでの、質問をさせていただきたいと思います。

1-1号の情報公開請求の件数の報告がございました。私もこの件数は注目しているのですが、説明の中では、前年度から1.1倍ぐらい、かなり増えているというような報告もありましたし、少し前の情報公開の件数が、半分ぐらいの件数だったという説明があったかと思います。区民の皆さん、あるいは情報公開請求をされる方々の関心も高いところなのかなと思ってるところなのですが、一方で、全体として685件、これは区長のところですね。合計でいうと、884件という請求の件数になっている。1ページの右下のところの数字です。かなり

の件数になっているなど、数字を拝見したところなのですが、文京区の請求の件数が、ほかの自治体に比べてかなり多いのか、行政規模でいうと大体同じぐらいなのかということをもし押さえておられれば教えていただきたいと思います。ちなみに私の前職の自治体は人口規模が20万弱ぐらいのところですが、件数的には年間で200件ぐらいです。制度そのものも厳密に一緒ではございませんし、住民の方の関心事項も異なりますので、件数だけで単純に比較をするというのは危険ですが、やはり件数が多いと対応される職員の方々も業務の量も増えていくというようなことにもなるかと思います。そういう意味では、例えば、情報公開請求の件数が多いものについて、できるだけ原則、事前公開の形に切り替えていくとか、何らかの検討もしていただけるとよろしいのではないかと思います。この辺りについてのご所見が伺えればと思っております。

以上でございます。

○総務課長　ありがとうございます。

最初の資産という表現について、私どももこの細かいところまでは存じておりませんでしたので、今、委員のほうからご説明いただいてありがとうございます。ご指摘のとおり、疑念を持たれないような表現ということにはやっぱり努めていくべきかと思っておりますし、また、不必要なものは収集しないということについては改めて徹底をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

情報公開の件数のほうですけれども、冒頭、ご説明しましたとおり、件数が昨年と比べても1.1倍ということで、5年、6年前から比べるとかなり増えているというような状況がございます。ほかの自治体との状況ということについては、23区での調査というようなものは特に持っておりませんけれども、近隣の2ブロックと言われる台東であったり、北区であったり、荒川区であったりと、そういった辺りの件数と比べますと、どこも割と同じぐらい高い、件数としては多いような状況にあるというところですけども、また、委員がおっしゃったとおり、制度の立てつけも区によって多少違っているところがございまして、例えば文京区においては、住所要件というものは設けておりませんので、どなたでも請求ができると、一方で区民というふうに限っているような運用をされているような自治体もあるということですので、その辺の違いはありますけれども、件数としてはどこも多いような状況というふうには伺っているところでございます。

件数が増えることについては、当然、職員の負担というものも増えてまいりますので、情報公開を待たずに公開すべきものということは、当然やっていくべきものかと思うのですけれ

ども、現状、情報公開請求を受けているものについては、事前の情報提供というものにはなかなかなじまないものが大半なのかなというふうには捉えているところでございます。特に、件数を出しておるわけではないのですが、この８８４件の中でも同じ方からの請求、かなり多くの件数を請求しているような方も、近年は見られているというような状況がございます。

また、文京区の場合は即日公開ということで運用させていただいています。即日公開というのも、自治体においてはかなり、逆に珍しいといえますか、少なくなっているような状況だというふうに聞いておりますが、文京区はかねてから即日公開ということでやってきたという経緯がございまして、そのことが今この件数が増えている状況においては、当該職員の負担となっております。

○内山会長 私から少し付加させていただきますと、行政が個人情報の収集に当たっては、業務上必要な範囲に限るということが、法律で制限されていると思います。それを文京区の職員が、その規定を破って、必要でない情報を収集するということは基本的にはないということで考えておりますけれども、しかし、そうはいっても厳密な意味で必要か必要でないかということとはそれぞれの所管課で厳密に考えていただいて、不必要なものであったとすればその情報は削除するというふうなことは必要だと思いますけれども、いずれにしても、法律ではそのようなことが適切に行われるように、なるべく規定されているということでございます。

課長さん、どうぞ。

○総務課長 先ほどのほかの区との比較というところで、２ブロックのところでは、件数が同じぐらいと申し上げてしまったのですが、件数としては文京区が少し多いような状況もございますが、そのことについては、例えば区民に限定していないですとか、そういうような要件も状況もございまして多くなっているのではないかとというふうに推察するところでございます。失礼いたしました。

○後藤委員 ありがとうございます。

○内山会長 堀委員。

○堀委員 公募委員の堀です。

先ほど、個人情報の適用以降の開示の対応状況、日数の対応状況報告をいただきましたけれども、日数とか件数の状況を見ていると、大変スムーズに行われているように感じたのですが、先ほどご報告があったように、やっぱり職員さんの負荷がかなりかかっているということとか、ほかにここ３年ぐらいやってきて、いろんなご意見が庁内でもあったかと思うのですが、その辺で何かご披露いただけるものがあればいただきたいというのが１点です。

二つ目は、たしか令和5年のご報告の中で、最後にその他2件というのがあったかと思いますが、すけれども、その他2件というのは具体的に何なのかということをご開示いただければと思います。

○総務課長 よろしいでしょうか。すみません。

まず、令和5年のその他2件ということですが、恐らくこの報告の段階で、まだ決定がされていなかったものということで、このような書き方でご報告をさせていただいたものというふうに考えております。

それから、令和5年から制度が変わって、法律が直接適用されるということでの変化ということですが、文京区から見ますと、制度が若干、緩くなったという言い方がよろしくないかもしれませんが、これまでは即日公開でやっていたものが、法律の規定上は若干期間が延びたということについては、特にその職員の負担ということを考えますと、今回、制度が変わったことによって、大きな負担増ではないということですし、それ以外につきましても、制度が変わったことについて、特段、職員のほうから私どもに意見は上がってきてはいないような状況でございます。

○内山会長 ほかはよろしゅうございますか。

もう少し時間があるようなので、私からも、一番最後の313ページに指定管理者の管理費支出の疎明資料というようなことが情報公開請求されていますけれども、指定管理者による公共施設の管理がありますと、指定管理者でない場合は公共施設の管理に関して必要な契約というのは、基本的には公開が原則だと思いますけれども、指定管理者に任せるということになると、非開示になってしまうということがあり得るのかどうか。これは、指定管理の委託の問題ですから、今、即答はいただけませんけれども、ご検討いただきたいと思います。

それからもう一つ、請求の内容として、CD-Rでの交付を求めていることが書いてあるんですが、情報公開についてCD-Rで開示をするというふうなことは、文京区で行っているのかも含めて、この2点について、ご検討が、ご回答いただける範囲でご回答いただければと思います。

○総務課長 はい。

指定管理者の情報公開につきましては、この条例の第25条の2の第2項のところで、指定管理者が保有する公の施設の管理の業務に関する情報であって、実施期間が保有していないものに関し公開請求があったときは、指定管理者に対し、当該情報を実施機関に提供するように求めるものとするということで、指定管理者側としましては情報の提出を実施機関から求められ

たときは速やかにこれに応じるよう努めるというような規定がなされているというようなところでございます。

それから、CD-Rでの交付というのは従来から行っております。

○堀委員 行っているのですか。

○総務課長 はい。

○堀委員 分かりました。

○内山会長 本日、ご説明いただいた報告案件というのは300数十ページにわたる膨大なものでございますので、この場でご質問いただけなかった事項につきましても何かございましたら、事務局のほうにお問合せをいただいて、可能な限りは対応していただけると存じますので、そのようにご承知いただきたいと存じます。

それでは、本日の会の目的は、この報告、第1号についての報告ということでございますので、報告は承ったということにいたします。

○総務課長 会長、よろしいでしょうか。

○内山会長 はい。この後は事務局にお返しするということにいたします。

4 その他

○総務課長 ありがとうございます。

審議会の運営についてですけれども、令和6年度、昨年度の2月3月のときのこの審議会の際に、関根委員から頂戴いたしましたご意見、審議会の運営についてのご提案4件につきまして、事務局の回答をさせていただきたいと思っております。

まず、関連部署の全員がそろって審議会に出席し、資料に沿って議事進行する方法では、場所の確保や時間の制約もあり、効率的ではないため、各委員が事前に資料を確認し、不明点、疑問点や意見を事前に総務部に送信し、総務部がそれぞれの担当部署に確認後、その回答を審議会で報告する方法に変更してはいかがかというご提案をいただいております。

この点につきましては、審議会の開催前に、委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴することは可能というふうに考えておりますけれども、審議会の当日、事前の質問がなかった所管課への質問ができないという状況は、審議をするに当たり支障が生じることも想定されますので、審議会の当日は、諮問事項に関連する担当者の出席は必要なものというふうに考えております。審議会への担当者の出席に当たっては、諮問事項に対する審議が円滑に進行するために必要と

考える出席者を所管課において決定をしております。審議会の開催に当たっては、必要以上に多人数の出席とならないよう周知してまいりたいと考えておりますが、諮問事項に対する審議を円滑に進行するために、諮問事項によりましては、複数の職員が出席することもあり得るという点についてはご理解をいただきたいと思っております。

2点目です。審議会の資料につきまして、開催通知と諮問書と添付資料一覧表だけを送付し、全文はパスワードつきで事前に区のサイトに掲示することで、コピー代などの事務所経費を削減できると考えるがいかがかということでございます。

この点につきましては、オンラインストレージサービスや電子メール等を使い、外部の方に資料の受渡しをすることは可能でありますので、ペーパーレス化や経費削減に向けた資料の共有方法等については検討してまいりたいと考えております。また、委員の皆様の中には、様々なツールを利用できるインターネット環境をお持ちでない方もいらっしゃる可能性もあることから、委員の皆様のご希望も確認しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目でございます。働き方改革が推進されていることも踏まえ、業務時間外の会議についてはリモート会議にしていかがかということについてです。本審議会は、コロナ禍を契機として、令和3年度よりオンライン形式による開催をしてまいりました。ご指摘のとおり、オンライン形式の会議は、移動時間の削減やスケジュール調整のしやすさと、様々な有用性があることは、本区においても十分に認識をしております。一方で、現在はコロナ禍当時とは状況が変わり、オンラインでの開催のみならず、対面での開催も選択可能な状況となりました。前回の開催は、Web会議用端末の確保や会場等の状況により、18時開始の対面開催となりましたが、今後の開催に当たりましてはご提案も踏まえまして、各委員への日程調整の際、開催方法の希望もお伺いしながら、区側の出席者や庁内のWeb会議用端末の状況等も考慮し、その都度、適切な日時や実施方法での開催を判断してまいりたいと考えております。

最後になりますが、議事録の作成についてです。音声データから議事録を作成できるサービスが多数提供されており、このような便利なツールを活用してはいかがかというご提案についてですけれども、現在区では、審議会の音声データの文字化、議事録の作成を事業者に委託しております。また、庁内の情報政策課においては、音声データから自動で文字起こしを行えるAI議事録用端末を配備しております。こうしたツールも活用しながら、職員の負担軽減や作業の効率化を図ってまいりたいというふうに考えております。

前回、ご提案いただきました内容に関しての回答は以上となりますけれども、関根委員のほうから何か改めて。

○関根委員 了解しました。結構です。ありがとうございます。

○総務課長 ありがとうございます。

ご回答については以上となります。

○内山会長 はい、それでは、インターネットでの会議のことなのですが、インターネットの会議で公開をできないことはないんだと思いますけれども、そのことも含めてご検討いただいたほうがよろしいかとは思っています。

それでは最後に、その他、何かございましたらご発言をいただきますが、事務局から。

○総務課長 会長からございました傍聴者ということも踏まえた会議の開催ということについては、配慮してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

本日は皆様、ご審議をいただきましてありがとうございました。

事務局のほうから、お礼かたがたお願いがございます。

当審議会の委員の任期でございますが、来月6月末で満了となります。この2年間、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用のため、ご尽力いただきましたこと、お礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、継続して委員をお引き受けいただける皆様におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、各団体からご推薦をいただいている委員の方につきましては、現在それぞれの所属団体に推薦依頼をさせていただいているところでございます。ご面倒とは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

5 閉会

○内山会長 はい、ありがとうございました。

それでは、本日はこれで、この会を終了させていただきます。

ご出席いただきましてありがとうございました。